# 空き家・空き地バンク

## に登録してみませんか？

### 空き家・空き地バンクとは・・・

町内の空き家及び空き地を売りたい・貸したい方の物件を町に登録をしていただき、町はホームページ等で物件情報を公開します。その情報を見て、買いたい・借りたいという利用希望者と所有者との橋渡しを町と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部が協働で行う制度です。

**北海道上川町　産業経済課移住定住グループ**

〒078-1753　北海道上川郡上川町南町 180 番地

電話番号：01658-2-4058（直通）ファクス：01658-2-1220

メール　teiju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

ホームページ　https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

## 空き家・空き地バンクに登録できる物件

**登録できる空き家**

- 上川町内にある建物（所有者は町外在住でも可）
- 個人が居住として建築した建物（賃貸借又は分譲を目的とした建物は除く）
- 現在居住していない又は近く居住しなくなる予定の建物
- 安全性に問題なく登記されている建物
  ※老朽化が著しく大規模な補修が必要な空き家は登録できないことがあります

**登録できる空き地**

- 上川町内にある土地（所有者は町外在住でも可）
- 住宅等の建築に適した良好な管理状態にある更地の土地又は近く更地となる予定の土地
- 筆界未定地等、契約が困難な状況でない土地

## 空き家・空き地バンクの申込・仲介・契約方法

**申込方法**

- 所定の登録申込書類に必要事項をご記入いただいたうえで、役場窓口（企画総務課定住支援グループ）までご提出ください。
- 登録申込書類については役場窓口にて配布するほか、上川町ホームページからもダウンロードできます。

**仲介業者の斡旋**

- 空き家・空き地の流通促進を目的に、北海道宅地建物取引業協会旭川支部との連携により当バンクへご協力いただける不動産事業者を「登録事業者」として認定しています。
- 登録申込の際に、登録事業者の中から任意の不動産業者を選択し、媒介契約を行っていただきます。

**契約方法**

- 媒介契約により、空き家・空き地の利用希望者との交渉や契約等の仲介は、登録事業者が行います。
- 町は、交渉や契約には関与しませんので、あらかじめご了承願います。
- 売買契約または賃貸借契約が締結されたときは、法律で定められた仲介手数料が必要となりますので、あらかじめご了承願います。

## 空き家改修へ最大 80 万円補助金を交付します

上川町空き家・空き地バンクへ登録される空き家を、購入又は借り受けして改修する方、空き家を貸し付けするため改修する方へ、空き家改修支援事業補助金を交付いたします。

**補助金額（基本額＋加算額）**

基本額　改修費用×1/2 以内（限度額 50 万円）
加算額　子ども加算（一人につき 10 万円）、転入加算（町外から転入する方一律 10 万円）
　　町内事業者加算（町内事業者で改修する場合、10 万円上限、補助率 1/5 以内）
※　詳しくは、役場産業経済課移住定住グループまでお問い合わせください。